商標とれたて！

Kitien from 髙川農園

江戸時代から続く農家
8代目を継ぐ女性が新たな加工品開発に挑戦





Kitien from 髙川農園
髙川（たかがわ） 麻衣子（まいこ）
〒014-0072
大仙市大曲西根字小館127-1
TEL：090-2980-0609
https://www.instagram.com/takagawa_kitien/
Instagram

自身の経験をもとにしたハーブティーの製造

大仙市大曲西根で江戸時代から続く農家の8代目である髙川麻衣子さん。関東での学生時代を経て秋田へ戻った髙川さんは、一度は地元の金融機関へ就職したものの、父の仕事を引き継ぐことを決意し、5年前に就農した。現在は先代である父とともにキュウリやモロヘイヤを中心に生産を行っているほか、ハーブティーの原料となるカモミールやバタフライピーの栽培も行っている。ハーブティーは体力的に余裕がなかった頃、飲み続けたことで回復できた経験があり、同じような不調を抱えている人にぜひ飲んでもらいたいという思いから、栽培を始めた。

また、母と漬物の製造・販売をするため、加工所を設立した。当初は浅漬の製造を想定していたが、子育てや農作業に追われ、毎日の製造は難しい。そこである程度日持ちがきく瓶入りのピクルスを開発し、「大曲のピクルス」と命名した。自身が考案した商品名は、他に商標登録をしている人がいないだろうかと心配になり、知人に相談したところ、INPIT秋田県知財総合支援窓口の存在を知ったという。

商標登録のほかさまざまな支援を活用

商標について相談をした専門家からは、一般的な地域名と商品名の組み合わせである「大曲のピクルス」は商標登録が難しいことを伝えられ、髙川さんの懸念は解決したが、肝心の自身の商品に対する他者からの権利侵害を防ぐため、屋号ロゴである「Kitien」での商標取得をしてみてはどうかと提案があった。このロゴが商品ラベルにあることで、類似の商品が出ても髙川農園で製造したものとの差別化が図られる。こうして2025年に加工場のロゴが無事に商標登録された。

商標登録の相談をきっかけに、商品の原価計算の考え方や、デザインが果たす商品アピールの役割の重要性についても助言を受けた。「家庭内で値付けを検討すると安くなりがちでしたが、商品の良さを適切に伝えるためのデザイン費を加味した適正価格があると教えていただきました。」

次は、元々家庭内で親しまれていた赤紫蘇ジュースの製品化を予定していて、ラベルデザインの作成についても活性化センターから引き続き支援を受ける。地域の恵みと確かな価値を届けるための挑戦を、これからも続けていく。



バタフライピーは暑い時期に元気なハーブ。
収穫時期は8月、9月が最盛期となる。



「Kitien」という欧文と「きちえんFROM髙川農園」という名称を添えた文字がロゴとして商標登録された。



商標登録したロゴが付けられた加工所。漬物製造免許だけでなく、清涼飲料水や菓子製造の免許も取得済みだ。